特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	特別医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

智頭町は特別医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県智頭町

公表日

令和7年11月7日

[令和6年10月 様式2]

関連情報

・取り扱う事務
特別医療費助成事務
智頭町特別医療費助成条例及び智頭町特別医療費助成条例施行規則に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者、小児、高校生相当の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)、特定疾病対象患者、児童を扶養しているひとり親の医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令により被保険者等が負担することとなる医療費について、全額又はその一部を助成するものである。
·受給資格申請の受付、認定、資格証発行事務 ·資格変更に関する届出の受付、登録情報変更、資格証発行事務 ·資格証再交付申請に基づ〈資格証の再交付事務
< Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本町は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア Public Medical Hub(PMH)
·番号法第9条第2項、第19条6号 ·智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ〈個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
ステムによる情報連携
<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
番号法第19条第9号 照会)智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ〈個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の3の項及び別表第2の3の 項 (提供)実施しない
担当 <mark>部署</mark>
福祉課
福祉課長

7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875 智頭町役場福祉課 TEL:0858-75-4101							
8.特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875 智頭町役場福祉課 TEL:0858-75-4101						
9.規則第9条第2項の適用]適用した						
適用した理由							

しきい値判断項目

1.対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か			,000人以上1万人:	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7年	年10月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年	年10月1日 時点					
3. 重大事	3.重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1 . 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類						
	項目評価書] ては、それぞれ	1重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 「又は全項目評価書において、」	及び 及び:	全項目評価書		
されている。						7.37K30 # MA70 # 0 + W		
2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
3.特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢 > 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
4.特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
5.特定個人情報の提供・移転	조(委託や情報	根提供ネットワ	ークシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れてレ 2) 十分である 3) 課題が残されてレ				
6.情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	< 選択肢 > 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい				

7.特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8.人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	申請書に記載された個人番号の確認、情報連携時による照会時の対象者の確認、個人番号及び個人情報が記載された申請書の廃棄についていずれも複数人での確認を徹底するため、人的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。							

9.監	查							
実施の	9有無	[〕自己点検	[〕内部監査	[〕外部監査	
10. 彷	業者に対する教育・	啓発						
従業者	指に対する教育·啓発	[十分に行っている	1		2) 十分に行	入れて行っている	
11.最	も優先度が高いと考	えられ	る対策		[]	全項目評価又	は重点項目評価を到	尾施する
最も優る対策	先度が高いと考えられ	< 選打 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)	 情報提供ネットワーク 尺肢 > 目的外の入手が行れ 目的を超えた紐付ける 委託先におけるを転が行れる 「情報提供ネットワーク 情報提供人情報の 「情報と 大業者に対する 	かれるリス 事務にいて不正ににな使用等ですかれる! マシステム・システム・い・滅失・	クへの対策 必要のない情 使用されるリ のリスクへの対 リスクへの対 、を通じて目的 、を通じて不正	報との紐付けがスクへの対策 シ対策 策(委託や情報提供な すりの入手が行れ こな提供が行われ	行われるリスクへの対 kットワークシステムを通じた oれるリスクへの対策	
当該対策は十分か[再掲]			十分である]		2) 十分であ 3) 課題が死	三入れている 5る 浅されている	
	判断の根拠		是供ネットワークシステ」 Dない者により特定個人					しているため、

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月7日	・関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 事務の概要	智頭町特別医療費助成条例及び智頭町特別 医療費助成条例施行規則に基づき、身体障害 者、知的障害者、精神障害者、小児、高校生相 当の児童(18版に達する日以後の最初の3月 31日まで回廊にある者)、特定疾病対象患者。 児童を扶養しているひとり親の医療に要する費 用のうち、社会保険各法での他の法令により被 保険者等が負担することとなる医療費につい 保険金額又はその一部を助成するものである。 ・受給資格申請の受付、認定、資格証発行事務 ・資格変更に関する届出の受付、登録情報変更 、資格証発行事務 ・資格証明を受付申請に基づく資格証の再交付 事務	智頭町特別医療費助成系例及び智頭町特別 医療費助成系例施行規則に基づき、身体障害 者、知的障害者、精神障害者、小児、高校生相 当の児童(18版に達する日以後の最初の引出までの間にある者)、特定疾病対象患者。 別の党重(18版に達する日以後の最初の引 児童を共棲していたり別数の医療につい 保険者等が負担することとなる医療費につい て全額又はその一部を助成するものである。 一受給資格申請の受付、認定、資格証発行事 務。 資格証明文付申請に基づく資格証の再交付 事務。 (資格証明文付申請に基づく資格証の再交付 事務。公費度係費助成事務> (中級地所の人、本町は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含 対策者情報、公費資格情報の紐付け及び受 後を行う、 (社民化、マイナポータ)ルを介して、自身の本事 移に係る公費医療費助成の資格情報の取得/ 関数が可能と來る。 (社民代、医療機関受診時に公費医療費助成 の給付を受ける際に、従来の紙の受分の資格 同覧が可能と來る。 (社民代、医療機関受診時に公費を養機 関が取得/関覧することが可能となる。 (社民代、医療機関受診時に公費を養機 関が取得/関策することが可能となる。	事前	
令和7年11月7日	. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 システムの名称	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和7年11月7日	- 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項、第19条6号 ・智頭町行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ 〈個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第1項	- 番号法第9条第2項 - 智頭町行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ 〈個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第1項	事前	
-					
-					
		<u> </u>			